

第5章 計画の推進及び評価

1 目標値の設定

本計画における目標を設定し、その達成状況を評価することで本計画の改定等に生かすこととします。

目標指標 1 空き家無料相談利用者数

目標指標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度・年間)
空き家無料相談利用者数	28人	50人

目標指標 2 市が実施する解体費補助事業による除却件数

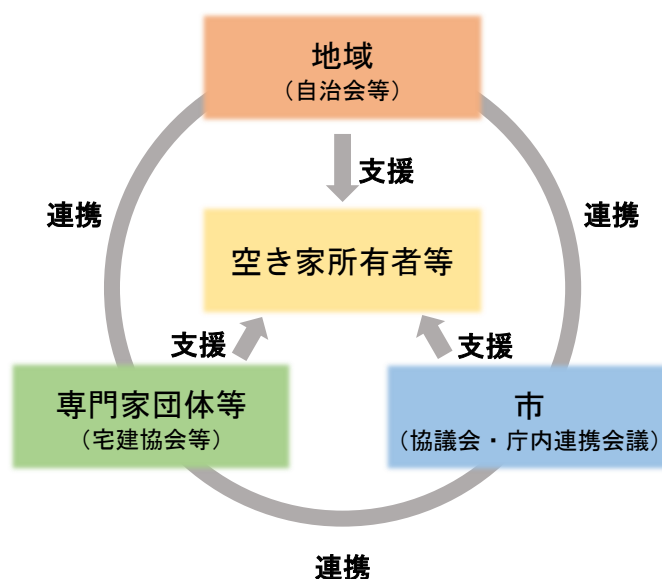
目標指標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度・年間)
解体費補助事業による 除却件数	9件	25件

目標指標 3 (仮称) 居住環境再生事業(防府モデル)の実施件数

目標指標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度・年間)
(仮称) 居住環境再生事業 実施件数	0件	早期実施

2 推進体制

空き家対策を進めるためには、環境衛生、まちづくり、福祉など多岐にわたる政策課題に横断的に応える必要があることから、様々な分野の関係者が密接に連携して対処する必要があります。そのため、本市においては、専門家団体、地域、関係行政機関等による連携を推進するとともに、防府市空家等対策協議会及び防府市空家等対策庁内連携会議を設置して、効果的に空き家対策を進めていきます。



(1) 防府市空家等対策協議会

地方自治法に規定する附属機関として、空家法第7条に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行います。協議会においては、専門的な視点から多角的な議論を行う必要があることから、幅広い分野からの委員で構成されています。

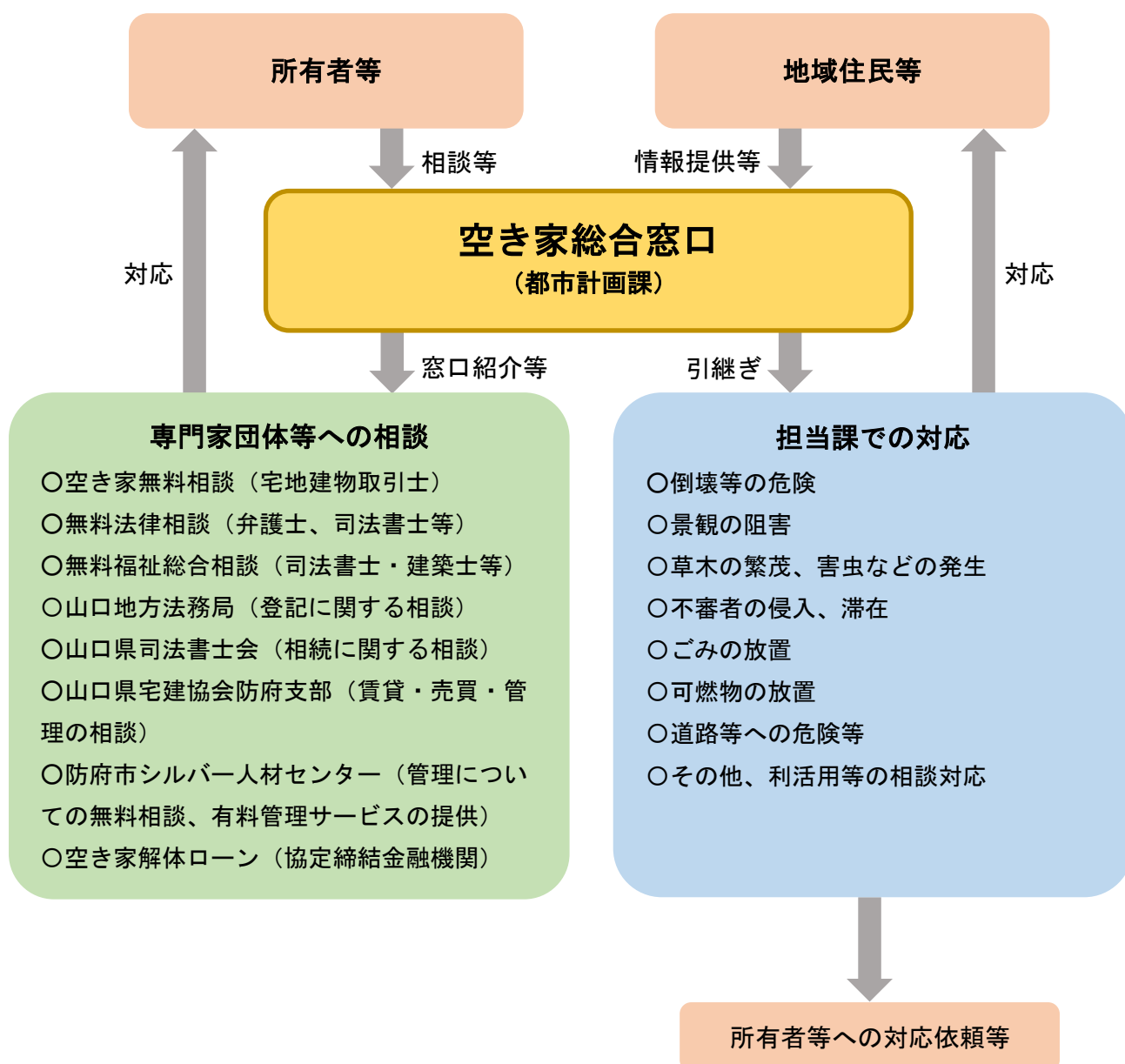
(2) 防府市空家等対策庁内連携会議

防府市空家等対策庁内連携会議は、庁内関係部署で構成し、空家等対策計画の策定・変更や推進に関し協議を行います。

(3) 空き家相談等の庁内連携体制

空き家相談等の庁内連携体制として、市民等からの相談や情報提供は、空き家総合窓口（都市計画課）で一元的に受け付けます。相談等の内容をよく聞き取った上で、内容に応じた専門家団体等の紹介や、庁内の担当課への引継ぎを行い問題の解決につなげます。

<空き家相談等の対応体制>



(4) 専門家団体等との連携

総合的かつ計画的な空き家対策を推進することを目的として、専門家団体等との協定を締結しています。今後も新たな協定を締結するなど、専門家団体等との連携強化を図ります。

協定締結団体名	協定の概要
公益社団法人 防府市シルバー人材センター	空き家管理サービスの提供に関する事
一般社団法人 山口県宅建協会防府支部	相談者への適正管理、利活用等の情報提供に関する事 相談者への専門事業者の情報提供に関する事 啓発チラシの配布、ポスターの掲示に関する事 市場流通診断の実施に関する事 講師、相談員の派遣に関する事 適正管理サービスの拡充に関する市との協議等に関する事
山口県司法書士会	市からの相談に関する事 啓発チラシの配布、ポスターの掲示に関する事 講師、相談員の派遣に関する事

3 財政上の措置

市は、国・県による支援策も活用しながら、本計画に基づく空家等対策を実施し、推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

4 計画の進行管理

本計画を効果的に推進するため、施策の実施状況や空き家の状況を定期的に把握し、評価・検証を行い、継続的に改善を図っていきます。

また、計画の最終年度には、成果を検証し計画の見直しを行います。